

第6節 推進体制に関する施策の取組

1 国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関においては、推進会議、専門委員等会議、関係省庁連絡会議などを活用し相互の連携・協力を図っている。

なお、平成22年度末までとされている犯罪被害者等基本計画の見直しに向けて平成22年2月15日に第7回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」が決定された。

同決定にもとづき、それまでの「基本計画

推進専門委員等会議」が廃止され、新たに「基本計画策定・推進専門委員等会議」が設置されるとともに、同会議の任務には、従来に加え「基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込む事項の検討」が加わった。

専門委員等会議は、設置以降、平成23年1月までに既に8回開催され、基本計画の見直しに向けた検討が行われた。

2 地方公共団体との連携・協力

内閣府において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進を図るため、知事部局の窓口となる部局・体制を確認し、当該窓口との間で、連携・協力・情報共有を行っている。

平成22年5月に開催された主管課室長会議では、有識者による講演、先進的な取組を行っている地方公共団体からの事例発表を行うなど、情報の共有を図った。

関係省庁と地方公共団体の職員を対象として配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」では、各省庁の犯罪被害者等施策、各地方公共団体の先進的な取組事例の紹介な

ど、情報の共有を図っている。同メールマガジンには、構造改革特別区域における規制の特例措置の提案などを受け付ける集中受付月間についても掲載し、構造改革特別区域制度の活用の可能性について周知を図った。

また、地域社会における犯罪被害者等支援の促進を図ることを目的として、平成22年度に内閣府において実施したモデル事業では、地方公共団体や地域の関係機関・団体との連携の下、被害者支援の気運の醸成に関する取組などが地方公共団体の提案した企画によって実施された。

3 その他様々な関係機関・関係者との連携・協力、犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

施策の推進にあたっては、様々な関係機関・関係者との連携・協力が必要であり、各種施策の企画立案などの際には、各省庁において、意見交換の実施など、行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体などとの連携・協力を行っている。

内閣府においては、平成19年2月に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を設置し、関係団体などとの情報交換に当たり活用している。

また、平成20年12月には、「支援のための連携に関する検討会」の最終取りまとめに基づき「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成した。

また、内閣府において、犯罪被害者等基本計画の見直しにあたり、平成22年10月15日から11月5日にかけて、国民からの意見募集を行い、個人105名及び犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体を含む30団体から668件もの意見が寄せられた。これらの意見等を踏ま

え、基本計画の見直しの検討が行われた。

なお、同ホームページにおいては、随時、犯罪被害者等に係る意見を受け付けており、寄せられた意見について、適切に対応してい

る。

今後とも、犯罪被害者団体等から随時、意見・要望を聴取し、適切に施策に反映することとしている。

4 施策策定過程の透明性の確保

施策を適正に策定するためには、当該施策の策定に当たっての透明性の確保が不可欠である。

情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて、各省庁において適切に実施している。

専門委員等会議の議事内容については、会議後、事務局より報道機関に対して説明を行

うとともに、議事要旨などを作成し速やかに内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載している。

内閣府においては、同ホームページで、基本法、基本計画、政府の推進体制を紹介するとともに、調査研究や広報・啓発行事など、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

5 施策の実施状況の検証・評価・監視

推進会議において、施策を効果的かつ適切に推進するため、

- ・当該施策の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施させる
- ・当該施策を評価し、その結果を基本計画や個別施策の見直しなどに反映させる
- ・施策の検討・決定・施行の状況につい

て、適時適切に監視を行うこととしている。

平成22年10月13日に第8回推進会議が開催され、基本計画の実施状況の評価が行われるなど施策の実施状況について検証・評価が行われているとともに、適時適切に監視が行われている。

6 フォローアップの実施

内閣府において、平成22年6月、いわゆる犯罪被害者白書を取りまとめ、国会に提出するとともに、推進会議の委員や専門委員に配布するほか、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載した。同白書には、「犯罪被害

者等施策の総括」を掲載している。

平成23年度も、施策の進捗状況を点検し、その結果について年次報告などを通じて公表する。

7 基本計画の必要な見直し

平成22年2月15日、第7回犯罪被害者等施策推進会議において「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」が決定され、基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討が同会議の任務に付与された。

平成23年1月までに8回開催され、第2次犯罪被害者等基本計画の案が確定された。

その後、平成23年3月、第9回推進会議において第2次犯罪被害者等基本計画案が決定され、同3月に閣議決定されたものである。